**平成２２年（フ）第５８７号**
千葉県松戸市串崎新田146番地
債務者　酒井　　慶
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第５８８号**
千葉県我孫子市柴崎台２丁目８番12―403号
債務者　千葉　里美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第５９１号**
千葉県柏市篠籠田1391番地７　篠籠田コーポ106号
債務者　新屋　　聡
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第６０７号**
千葉県松戸市五香六実249番地の11第一青木マンション108号
債務者　原　　昌良
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第６１２号**
千葉県松戸市八ヶ崎８丁目21番地の５フジコーポ八ヶ崎202号
債務者　岩谷　秋泰
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２１３号**
兵庫県川西市鴬が丘22番地の15
債務者　タカマチこと　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第３３６号**
兵庫県川西市平野２丁目33番７号
債務者　吉田こと　金　　慶律
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第３４４号**
兵庫県宝塚市清荒神１丁目11番23―201号、前住所兵庫県宝塚市安倉北３丁目５番15号
債務者　岡本　里奈
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第３５８号**
兵庫県川西市鼓が滝１丁目26番14号奥村方、前住所奈良県生駒郡平群町西宮２丁目６番21号101
債務者　清水チカヱ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第１２４４号**
北九州市小倉北区萩崎町８番28号
債務者　竹本佳世こと　李　　愛子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７５９号**
北九州市若松区今光１丁目６番８号
債務者　穴見　哲男
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７６０号**
北九州市若松区今光１丁目６番８号
債務者　穴見ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７６４号**
北九州市八幡西区三ケ森２－５－１ＫＡＮＡＯ第８ビル301
債務者　林　　朋美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７７８号**
北九州市若松区今光１丁目６番８号
債務者　穴見　正晴
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８１３号**
北九州市八幡西区則松２丁目４番９―609号
債務者　木下　康宏
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８２３号**
北九州市八幡西区里中３丁目６番２―401号
債務者　小金丸　法
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８２７号**
北九州市八幡西区美原町14番27―101号
債務者　長田　道江
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８３８号**
北九州市小倉北区中井５丁目３番３号第５カネト荘７号
債務者　田中　良江
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部